

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 号
平成22年6月30日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一 照

平成21年12月25日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H21) 苦情事案5：平成21年12月25日付け 請求のあった日から30日以内に実施機関から何らも通知が無い。</p> <p>2 調査の概要 平成21年12月25日 苦情の申出書の受付 平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成22年 3月 5日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成22年 4月12日 実施機関（千葉地域整備センター）への書面による調査 平成22年 5月25日 実施機関（千葉地域整備センター）から調査回答書の受付 平成22年 6月10日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）からの口頭による説明により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条第2項前段に規定する開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長について、速やかに行われなかったこと、及び同項後段の規定により速やかに通知されなかったことに対する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 実施機関は、行政文書開示請求書（平成21年11月20日付け受付912番）の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄から、開示請求に係る行政文書が膨大な量に及ぶと考えられるため、申出人に開示請求の内容を確認したところ、申出人は、復命書、報告書等は原則として用務、旅行先、旅行期間、概要等がわかる1枚目だけを特定するように回答した。 イ 開示請求から開示決定等までに、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総務部政策法務課情報公開・個人情報センター及びおおむね同一の開示請求がされた葛南地域整備センターと協議、調整等を行った。 ウ これらの事務を通常の業務及びほかの開示請求に係る問い合わせと併せ行ったため時間を要した。 エ 開示決定等期間延長通知書（平成21年12月21日付け千整第</p>
------	---

	<p>1068号) について、実施機関は同日に決定を行い、同日に通知した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 条例第12条第1項及び第2項の決定について、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第13条【解釈及び運用】1後段により、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。とされ、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(5)前段により、開示請求があったときは、できるだけ早く開示するよう努めるとされていることから、開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長についても、速やかに行うよう努めるものと解される。実施機関は上記(2)のとおり事務を処理しており、次に掲げる理由からやむを得ず延長を行ったと認められる。</p> <p>(ア) 行政文書開示請求（平成21年11月20日付け受付912番）の対象となる行政文書が大量であり、事務の処理に時間を要したこと。</p> <p>(イ) 当該請求について関係機関と協議、調整等を行わなければならない、事務の処理に時間を要したこと。</p> <p>(ウ) 同じ時期に開示請求に係る問い合わせがあり、事務の処理に時間を要したこと。</p> <p>イ 条例第13条第2項の規定により、開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長については、速やかに通知しなければならないとされている。実施機関は上記(2)エのとおり事務を処理しており、開示請求に対する応答の期限内に延長を行い、速やかに通知したと認められる。</p> <p>ウ 以上のとおり、実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯な対応に努めなければならないと考える。</p>
調査委員	井上 隆行、橋本 安弘

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 号
平成22年6月30日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一 照

平成21年12月25日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H21) 苦情事案6：平成21年12月25日付け 請求した日から30日が経過しても、実施機関から何らの通知が無い。</p> <p>2 調査の概要 平成21年12月25日 苦情の申出書の受付 平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成22年 3月 5日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成22年 4月12日 実施機関（葛南地域整備センター）への書面による調査 平成22年 5月27日 実施機関（葛南地域整備センター）から調査回答書の受付 平成22年 6月10日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）からの口頭による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条第2項前段に規定する開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長について、速やかに行われなかったこと、及び同項後段の規定により速やかに通知されなかったこと。 イ 開示決定等期間延長通知書の送付については、郵便物における受取人不在等の場合の取扱い及び送達日数を考慮すると、申出人の利便に資するという観点から、郵便法（昭和22年法律第165号）第44条第4項に規定する取扱いである簡易書留で郵送する必要はないのではないかということ。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 上記(1)アについて (ア) 実施機関は、行政文書開示請求書（平成21年11月18日付け受付913番）の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄から、開示請求に係る行政文書が膨大な量に及ぶと考えられるため、申出人に開示請求の内容を確認したところ、申出人は、復命書、報告書等は原則として用務、旅行先、旅行期間、概要等がわかる1枚目だけを特定するように回答した。</p>
------	--

(イ) 開示請求から開示決定等までに、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総務部政策法務課情報公開・個人情報センター及びおおむね同一の開示請求がされた千葉地域整備センターと協議、調整等を行った。

(ウ) これらの事務を通常の業務及びほかの開示請求と併せ行ったため時間を要した。

(エ) 開示決定等期間延長通知書（平成21年12月18日付け葛整第1924号）について、実施機関は同日に延長を行い、同月21日に通知した。

イ 上記(1)イについて

郵便物の引受け及び配達について記録し配達状況を追跡することができる、簡易書留で郵送することが適当であると考え、当該通知書を同日に簡易書留で郵送した。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

(ア) 条例第12条第1項及び第2項の決定について、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第13条【解釈及び運用】1後段により、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(5)前段により、開示請求があったときは、できるだけ早く開示するよう努めるとされていることから、開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長についても、速やかに行うよう努めるものと解される。実施機関は上記(2)アのとおり事務を処理しており、次に掲げる理由からやむを得ず延長を行ったと認められる。

a 行政文書開示請求（平成21年11月18日付け受付913番）の対象となる行政文書が大量であり、事務の処理に時間を要したこと。

b 当該請求について関係機関と協議、調整等をしなければならず、事務の処理に時間を要したこと。

c 同じ時期に複数の開示請求があり、事務の処理に時間を要したこと。

(イ) 条例第13条第2項の規定により、開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長については、速やかに通知しなければならないとされている。実施機関は上記(2)ア(エ)のとおり事務を処理しており、開示請求に対する応答の期限内に延長を行い、速やかに通知したと認められる。

(ウ) 以上のとおり、実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯な対応に努めなければならないと考える。

イ 上記(1)イについて

(ア) 条例第13条第2項の規定により、開示請求に対する実施機関の応答の期限の延長については、速やかに通知しなければならないとされ、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(5)イ(イ)bにより、速やかに開示請求者に通知するとされている。また、千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号）第42条の規定により、文書等を発送しようとするときは、郵送（これに類する文書等の送付の方法を含

	<p>む。)するものとされており、これらの規定に通知及び郵送の具体的な取扱いについては定められていない。</p> <p>(イ) 郵便物における受取人不在等の場合の取扱いについては、内国郵便約款第72条の規定により、窓口において受取人に交付する方法のほか、受取人が指定した代人に配達する方法、受取人の勤務場所に配達する方法、受取人が指定した場所であって郵便物の配達を受け持つ事業所が適当と認めたものに配達する方法、差出人が指定した場所であって郵便物の配達を受け持つ事業所が適当と認めたものに配達する方法及び受取人が希望した配達日又は時間帯にあて所に配達する方法がある。</p> <p>(ウ) 郵便物の送達日数については、同約款第86条の規定により、郵便物（特殊取扱とするもの及びその郵便物と同種の他の郵便物と異なる取扱いをするものを除く。）の送達日数は、差し出された日の翌日から起算して3日（日曜日、休日及び1月2日は算入しない。）以内とされている。簡易書留とした郵便物については日曜日、休日及び1月2日も配達するとされている。</p> <p>(エ) 以上のとおり、郵便物における受取人不在等の場合の取扱いについては、申出人が、口頭による説明で窓口において受取人に交付する方法があると述べたが、上記(イ)のとおりそのほかに様々な方法がある。また、送達日数については、申出人が、口頭による説明で簡易書留よりいわゆる普通郵便の方が送達日数が短期間であると述べたが、上記(ウ)のとおり簡易書留とした郵便物については日曜日、休日及び1月2日も配達される。したがって、申出人が口頭による説明で述べたこれらの観点から判断すると、申出人の利便に資していないということまではいえず、簡易書留で送付する必要はないということまではいえない。</p>
調査委員	井上 隆行、橋本 安弘

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 5 号
平成22年6月30日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一 照

平成21年12月25日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H21) 苦情事案7：平成21年12月25日付け (1) H21年10月26日付決定通知書(葛整第1485号)で公開された文書(公開日H21.11.4)は理由を示さず一部分とした (2) 上記公開された公文書が意図的に加工されていた (3) H21年9月25日、請求した文書が理由を何ら示さず現在(H21.12.22)迄、公開されていない。</p> <p>2 調査の概要 平成21年12月25日 苦情の申出書の受付 平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成22年 3月 5日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成22年 4月12日 実施機関(葛南地域整備センター)への書面による調査 平成22年 5月27日 実施機関(葛南地域整備センター)から調査回答書の受付 平成22年 6月10日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本件事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)からの口頭による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 平成21年10月26日付け葛整第1485号で行った行政文書開示決定で開示された行政文書のうち復命書について、旅行を命ぜられたのに復命書がない旅行があること。 イ 当該行政文書のうち庶務事務処理システムから出力した旅行命令(依頼)簿に代わる書面に記載された情報の一部が、開示の実施において開示されなかったこと。 ウ 条例第12条第1項の決定について、速やかに行われなかったこと、及び同項の規定により速やかに通知されなかったこと。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 上記(1)アについて (ア) 実施機関は、下記ウ(イ)のとおり申出人に対し開示請求の内容を確認したところ、申出人は復命書と回答したため、復命書を開示請求</p>
------	--

	<p>の対象となる行政文書として特定した。</p> <p>(イ) 開示の実施において、実施機関は、申出人に対し復命書は開示したものであること、命ぜられた旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができることを説明した。</p> <p>イ 上記(1)イについて 庶務事務処理システムから出力した旅行命令（依頼）簿に代わる書面については、当該書面に記載されたすべての情報をA3判に複写すると判読できなくなるため、判読できるように一部の情報を削除して複写した。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて (ア) 行政文書開示請求書（平成21年9月25日付け受付701番）の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄から、実施機関は次に掲げる行政文書を特定した。また、人件費の総額を記載した書面を作成し情報を提供しようとした。</p> <p>a 葛南地域整備センター葛南整備事務所における平成18年度支出月計算書及び旅費支給実績調</p> <p>b 葛南地域整備センターにおける平成19年度及び平成20年度支出月計算書及び旅費支給実績調</p> <p>c 葛南地域整備センター葛南整備事務所における平成18年度事務分掌表</p> <p>d 葛南地域整備センターにおける平成19年度及び平成20年度事務分掌表のうち高瀬分庁舎職員に係る部分</p> <p>(イ) 実施機関は、申出人に対し上記(ア)について確認したところ、申出人は、人件費の総額を記載した書面を作成し情報を提供するのではなく、旅行命令（依頼）簿及び復命書を特定するように回答した。</p> <p>(ウ) この回答を受けて、実施機関は庶務事務処理システムから出力した旅行命令（依頼）簿に代わる書面及び復命書を上記(ア)aからdまで（旅費支給実績調を除く。）と併せて特定した。</p> <p>(エ) 開示請求から開示決定等までに、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総務部政策法務課情報公開・個人情報センター及び県土整備部県土整備政策課と協議を行った。</p> <p>(オ) これらの事務の処理を通常の業務と併せ行ったため時間を要した。</p> <p>(カ) 行政文書開示決定通知書（平成21年10月26日付け葛整第1485号）について、実施機関は同月23日に決定を行い、同月26日に通知した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)アについて 実施機関は、上記(2)アのとおり事務を処理しており、申出人に開示請求の内容を復命書と確認し、行政文書として特定したものである。実施機関に対し調査委員が事務局に確認させたところ、復命書は申出人に開示したものであった。これらの事実から実施機関が行った事務は適正である。なお、開示の実施において、申出人に対し復命書が開示したもの以外に存在しない理由に係る説明を行い、旅行に係る復命については復命書以外に報告書、議事録、打合せ記録等復命書以外の書面及び口頭による復命があり、復命書がない旅行があることを十分に説明しなかったものであり、実施機関はこのことについて十分に説明する必要がある。あった。</p>
--	--

	<p>イ 上記(1)イについて</p> <p>条例第5条本文の規定により、行政文書の開示を請求できるとされ、千葉県情報公開条例解釈運用基準第5条【参考】により、開示請求権は、あるがままの形で行政文書の開示を求める権利であるとされている。実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をした上で、上記(2)イのとおり事務を処理しており、申出人に閲覧しやすいように配慮するあまり、行政文書に記載された情報を削除したとのことであるが、全部を開示する旨の決定の意味を失わせるものであり、不適正な事務の処理である。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて</p> <p>(ア) 条例第12条第1項及び第2項の決定について、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第13条【解釈及び運用】1後段により、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとするとして、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(5)前段により、開示請求があったときは、できるだけ早く開示するよう努めるとされている。実施機関は上記(2)ウのとおり事務を処理しており、次に掲げる理由から開示決定等を行ったと認められる。</p> <p>a 行政文書開示請求（平成21年9月25日付け受付701番）の対象となる行政文書が大量であり、事務の処理に時間を要したこと。</p> <p>b 当該請求について関係機関と協議等を行わなければならないこと、事務の処理に時間を要したこと。</p> <p>(イ) 条例第12条第1項及び第2項の規定により、開示請求に対する実施機関の応答については、速やかに通知しなければならないとされている。実施機関は上記(2)ウ(カ)のとおり事務を処理しており、開示請求に対する応答の期限内に決定を行い、速やかに通知したと認められる。</p> <p>(ウ) 以上のとおり、実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き^{しんし}真摯な対応に努めなければならないと考える。</p>
調査委員	井上 隆行、橋本 安弘

情 公 推 第 6 号
平成22年6月30日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一 照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成22年2月17日付け情公推第44号-2で通知し、同年4月12日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

(H21) 苦情事案7：平成21年12月25日付け

- (1) H21年10月26日付決定通知書(葛整第1485号)で公開された文書(公開日H21.11.4)は理由を示さず一部部分とした
- (2) 上記公開された公文書が意図的に加工されていた
- (3) H21年9月25日、請求した文書が理由を何ら示さず現在(H21.12.22)迄、公開されていない。

2 処理の結果

- (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)からの口頭による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア 平成21年10月26日付け葛整第1485号で行った行政文書開示決定で開示された行政文書のうち復命書について、旅行を命ぜられたのに復命書がない旅行があること。

イ 当該行政文書のうち庶務事務処理システムから出力した旅行命令(依頼)簿に代わる書面に記載された情報の一部が、開示の実施において開示されなかったこと。

ウ 条例第12条第1項の決定について、速やかに行われなかったこと、及び同項の規定により速やかに通知されなかったこと。

- (2) 実施機関の説明は次のとおりである。

ア 上記(1)アについて

(ア) 実施機関は、下記ウ(イ)のとおり申出人に対し開示請求の内容を確認したところ、申出人は復命書と回答したため、復命書を開示請求の対象となる行政文書として特定した。

(イ) 開示の実施において、実施機関は、申出人に対し復命書は開示したものだけであること、命ぜられた旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができることを説明した。

イ 上記(1)イについて

庶務事務処理システムから出力した旅行命令(依頼)簿に代わる書面については、当該書面に記載されたすべての情報をA3判に複写すると判読できなくなるため、判読できるように一部の情報を削除して複写した。

ウ 上記(1)ウについて

(ア) 行政文書開示請求書(平成21年9月25日付け受付701番)の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄から、実施機関は次に掲げ

る行政文書を特定した。また、人件費の総額を記載した書面を作成し情報を提供しようとした。

- a 葛南地域整備センター葛南整備事務所における平成18年度支出月計算書及び旅費支給実績調
- b 葛南地域整備センターにおける平成19年度及び平成20年度支出月計算書及び旅費支給実績調
- c 葛南地域整備センター葛南整備事務所における平成18年度事務分掌表
- d 葛南地域整備センターにおける平成19年度及び平成20年度事務分掌表のうち高瀬分庁舎職員に係る部分

- (イ) 実施機関は、申出人に対し上記(ア)について確認したところ、申出人は、人件費の総額を記載した書面を作成し情報を提供するのではなく、旅行命令(依頼)簿及び復命書を特定するように回答した。
 - (ウ) この回答を受けて、実施機関は庶務事務処理システムから出力した旅行命令(依頼)簿に代わる書面及び復命書を上記(ア)aからdまで(旅費支給実績調を除く。)と併せて特定した。
 - (エ) 開示請求から開示決定等までに、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総務部政策法務課情報公開・個人情報センター及び県土整備部県土整備政策課と協議を行った。
 - (オ) これらの事務の処理を通常の業務と併せ行ったため時間を要した。
 - (カ) 行政文書開示決定通知書(平成21年10月26日付け葛整第1485号)について、実施機関は同月23日に決定を行い、同月26日に通知した。
- (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

実施機関は、上記(2)アのとおり事務を処理しており、申出人に開示請求の内容を復命書と確認し、行政文書として特定したものである。実施機関に対し調査委員が事務局に確認させたところ、復命書は申出人に開示したものであった。これらの事実から実施機関が行った事務は適正である。なお、開示の実施において、申出人に対し復命書が開示したもの以外に存在しない理由に係る説明を行い、旅行に係る復命については復命書以外に報告書、議事録、打合せ記録等復命書以外の書面及び口頭による復命があり、復命書がない旅行があることを十分に説明しなかったものであり、実施機関はこのことについて十分に説明する必要があった。

イ 上記(1)イについて

条例第5条本文の規定により、行政文書の開示を請求できるとされ、千葉県情報公開条例解釈運用基準第5条【参考】により、開示請求権は、あるがままの形で行政文書の開示を求める権利であるとされている。実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をした上で、上記(2)イのとおり事務を処理しており、申出人に閲覧しやすいように配慮するあまり、行政文書に記載された情報を削除したとのことであるが、全部を開示する旨の決定の意味を失わせるものであり、不適正な事務の処理である。

ウ 上記(1)ウについて

(ア) 条例第12条第1項及び第2項の決定について、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第13条【解釈及び運用】1後段により、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとするとして、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(5)前段により、開示請求があったときは、できるだけ早く開示するよう努めるとされている。実施機関は上記(2)ウのとおり事務を処理しており、次に掲げる理由から開示決定等を行ったと認められる。

- a 行政文書開示請求（平成21年9月25日付け受付701番）の対象となる行政文書が大量であり、事務の処理に時間を要したこと。
- b 当該請求について関係機関と協議等をしなければならず、事務の処理に時間を要したこと。

(イ) 条例第12条第1項及び第2項の規定により、開示請求に対する実施機関の応答については、速やかに通知しなければならないとされている。実施機関は上記(2)ウ(カ)のとおり事務を処理しており、開示請求に対する応答の期限内に決定を行い、速やかに通知したと認められる。

(ウ) 以上のとおり、実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯な対応に努めなければならないと考える。

3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

上記2(3)イについて、あるがままの形で行政文書を開示しなければならない、実施機関においては行政文書に記載された情報を加工することなく、開示しなければならない。また、条例第12条第1項の決定により開示する行

政文書については、実施機関の内部において照合する体制をとる等再びこの
ようなことが起こらないように努めるべきである。

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 8 号
平成22年6月30日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成22年 1 月20日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H21) 苦情事案8：平成22年1月20日付け 答申書の写しを送付したまま放置 (H21、10、21安整903～908号) 異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない。 1. 耐震偽装が明らかになる部分を千葉県情報公開審査会が開示するよう答申したため放置 2. 県職員が決定手続きを理解していない。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"> <tr><td>平成22年 1 月20日</td><td>苦情の申出書の受付</td></tr> <tr><td>平成22年 1 月21日</td><td>苦情処理調査部会で処理方針の検討</td></tr> <tr><td>平成22年 2 月26日</td><td>実施機関（安房地域整備センター）への書面による調査</td></tr> <tr><td>平成22年 3 月10日</td><td>実施機関（安房地域整備センター）から調査回答書の受付</td></tr> <tr><td>平成22年 3 月23日</td><td>申出人から苦情の趣旨等の聴取</td></tr> <tr><td>平成22年 4 月19日</td><td>実施機関（安房地域整備センター）への書面による再調査</td></tr> <tr><td>平成22年 4 月19日</td><td>実施機関（総務部政策法務課及び県土整備部建築指導課）への書面による調査</td></tr> <tr><td>平成22年 5 月 7 日</td><td>実施機関（総務部政策法務課、県土整備部建築指導課及び安房地域整備センター）から調査回答書の受付</td></tr> <tr><td>平成22年 6 月10日</td><td>苦情処理調査部会で審議</td></tr> </table> <p>3 処理結果 (1) 苦情の趣旨について 本事案は、苦情の申出書に「異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない」との記載がある。実施機関が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づいて行う決定を</p>	平成22年 1 月20日	苦情の申出書の受付	平成22年 1 月21日	苦情処理調査部会で処理方針の検討	平成22年 2 月26日	実施機関（安房地域整備センター）への書面による調査	平成22年 3 月10日	実施機関（安房地域整備センター）から調査回答書の受付	平成22年 3 月23日	申出人から苦情の趣旨等の聴取	平成22年 4 月19日	実施機関（安房地域整備センター）への書面による再調査	平成22年 4 月19日	実施機関（総務部政策法務課及び県土整備部建築指導課）への書面による調査	平成22年 5 月 7 日	実施機関（総務部政策法務課、県土整備部建築指導課及び安房地域整備センター）から調査回答書の受付	平成22年 6 月10日	苦情処理調査部会で審議
平成22年 1 月20日	苦情の申出書の受付																		
平成22年 1 月21日	苦情処理調査部会で処理方針の検討																		
平成22年 2 月26日	実施機関（安房地域整備センター）への書面による調査																		
平成22年 3 月10日	実施機関（安房地域整備センター）から調査回答書の受付																		
平成22年 3 月23日	申出人から苦情の趣旨等の聴取																		
平成22年 4 月19日	実施機関（安房地域整備センター）への書面による再調査																		
平成22年 4 月19日	実施機関（総務部政策法務課及び県土整備部建築指導課）への書面による調査																		
平成22年 5 月 7 日	実施機関（総務部政策法務課、県土整備部建築指導課及び安房地域整備センター）から調査回答書の受付																		
平成22年 6 月10日	苦情処理調査部会で審議																		

行わないことに対する苦情である場合、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第27条の2第3項第3号の規定により、千葉県情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

しかし、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、答申を受け付けた日から異議申立てに対する決定までの標準的な処理期間を徒過していることについて、実施機関に説明を求めているが実施機関の説明では納得ができないとのことであり、千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会（以下「部会」という。）では、実施機関が異議申立人の求めに応じて、異議申立てに係る事務処理の進行状況、見通し等について十分な説明を行っているか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査及び再調査したところ、安房地域整備センターからは、次のとおり説明があった。

(7) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものだが、異議申立てが提起されたのは、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対してであったことから、一つひとつの処分につき、事実関係を整理・認定の上、答申を尊重し適切な決定を行う必要があり、時間を要した。

なお、一部の処分（安整第903号により答申書の写しを送付した分に係る6件の処分）については、当初から異議申立手続が併合されて提起されているが、これを同一の行政文書が対象となっている他の処分（安整第904号、905号、906号及び908号により答申書の写しを送付した分に係る11件の処分）についての異議申立手続とさらに併合することで、一層の手続の簡素化・迅速化を図ったが、異議の申し立てられた処分件数が多かったため、なお決定書の通知までに時間がかかってしまった。

(4) 苦情の申出がなされた時点においては、答申の写しを送付した以外にやり取りはなく、当該異議申立ての進捗について照会を受けた事実はない。

苦情の申出がなされた後、申出人が安房地域整備センターに来所し、申出人より「答申の写しが送付されており、そのまま決定書は作るだけなのに、なぜ標準処理期間を過ぎても決定を取り消さないのか」という旨の話があり、「現在、決定書の内容について、5件の異議申立てを併合することも含めて政策法務課と協議中であり、協議終了次第、決定書の決裁を行い、決裁後に送付する。答申は尊重する。」と申出人に説明している。

(9) 本事案の対象となっている異議申立てに対する決定を行うまでに、政策法務課及び建築指導課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている決定について、行政文書開示請求、当該行政文書開示請求に対する決定、異議申立ての提起、決定内容の再検討、一部取消し再決定に至る経過等の状況を整理した。また、決定書をすべての異議申立てについて個別に作成するか、同一の行政文書が対象となっている5件分の決定処分についての決定書を併合して作成するかについて検討し、5件分は併合して決定書を作成する方向で検討を進めることとなった。

2回目の打合せでは、安整第907号に係る行政文書開示請求か

ら答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出し、記載内容の確認及び校正を依頼した。

3回目の打合せでは、安整第903号、第904号、第905号、第906号及び第908号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出して、構成について確認を依頼した。

(エ) 平成22年2月24日に本事案の対象となっている異議申立てに対する決定を行っており、申出人から、当該決定の起案日について聞かれたため、平成22年2月5日に行っていると説明している。

また、異議申立て5件の併合などの作業があり、文書の構成などを調整していくため遅くなり、決裁については、安房地域整備センターや建築指導課、政策法務課などを経由し、知事までの決裁となるので時間がかかった旨を説明した。

イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。

(ア) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものであり、当該異議申立ては、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対して提起されている。

上記のうち、1件の部分開示決定に対するものを除いて、異議申立てが併合されている。

異議申立ての併合により、一層の手続の簡素化・迅速化が図られたが、一つひとつの処分について内容を確認の上、決裁をする必要があり、時間がかかっている。

異議申立てを併合していない残りの部分については、対象となる行政文書が、異議申立てを併合した処分と内容的には関連するものであることから、決定内容に齟齬の生じないように、同時並行で確認等の決裁手続を行ったため、時間がかかったものである。

異議申立ての決定は、不可変更力により事後の修正ができないとされるため、内容的に関連のある決定を行う場合は、決定相互間の事実認定や判断において矛盾等が生じないように、いっそう慎重な確認等が求められるものと認識している。

(イ) 総務部政策法務課は、異議申立てに対する決定書の原案について、法律的な観点から、その形式、適法性、妥当性について問題がないかという観点から決裁に関与している。

(ロ) 申出人からは、「部分開示決定と異議申立てに対する決定は別のものではないのか、早く異議申立てに対する決定をしていただきたい。」との主張があり、「そうですね。」と回答している。

(ハ) 決定書の原案について、法律上の問題がないか慎重な判断が求められることから、確認や修正依頼等も多くなり、決裁に時間がかかるという事情がある。

(ニ) 本事案の対象となっている異議申立てに対する決定については、安房地域整備センター及び建築指導課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている処分について、経緯を確認し、異議申立てに対する決定書の作成について、1件の答申に係る決定を除き異議申立てを併合して決定書を作成する方針を検討、協議した。

2回目の打合せでは、異議申立てを併合しなかった分に係る決定

書（案）について、行政文書開示請求から答申までの資料と共に受領し、内容を確認した。

3回目の打合せでは、異議申立てを併合した分に係る決定書（案）について、行政文書開示請求から答申までの資料と共に受領し、内容を確認した。

ウ 実施機関に調査したところ、建築指導課からは、次のとおり説明があった。

(7) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものだが、異議申立てが提起されたのは、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対してであったことから、一つひとつの処分につき、事実関係を整理・認定の上、答申を尊重し適切な決定を行う必要があり、時間を要した。

なお、一部の処分（安整第903号により答申書の写しを送付した分に係る6件の処分）については、当初から異議申立手続が併合されて提起されているが、これを同一の文書が対象となっている他の処分（安整第904号、905号、906号及び908号により答申書の写しを送付した分に係る11件の処分）についての異議申立手続とさらに併合することで、一層の手続の簡素化・迅速化を図ったが、異議の申し立てられた処分件数が多かったため、なお決定書の通知までに時間がかかってしまったという事情がある。

(4) 建築指導課は建築行政関係の主務課として、出先機関における情報公開請求の事務に関して必要な協議及び調整を行っている。6件の答申に係る異議申立てについても安房地域整備センターとともに決定書の作成のための調整等を行っている。

(ウ) 申出人から、6件の答申に係る異議申立てに対する決定書送達の事務処理が、標準的な処理期間を徒過していることは法令違反である旨の話があり、安房地域整備センターが答申の写しを申立人へ送付した後、6件の答申に係る異議申立てに対する決定書の内容について、政策法務課と協議をしていることを説明した。

また、決定書の内容を十分に検討した上で、当該決定書の決裁の事務処理を行い、決定書の謄本を送達することになることを併せて説明した。

なお、千葉県情報公開審査会から諮問に対する答申を受け付けてから決定をするまでの標準的な処理期間は、法令等で期限までに決定しなければならないと定められたものではない旨、説明をした。

(エ) 本事案の対象となっている異議申立てについては、安房地域整備センター及び政策法務課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている決定について、行政文書開示請求、当該行政文書開示請求に対する決定、異議申立ての提起、決定内容の再検討、一部取消し再決定に至る経過等の状況整理を行った。また、決定書をすべての異議申立てについて個別に作成するか、同一の行政文書が対象となっている5件分の決定処分についての決定書を併合して作成するかを検討し、5件分は手続を併合して決定書を作成する方向で検討を進めることとなった。

2回目の打合せでは、安整第907号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書（案）を政策法務課に提出し、記載内容の確認及び校正を依頼した。

3回目の打合せでは、安整第903号、第904号、第905

	<p>号、第906号及び第908号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書（案）を政策法務課に提出して、構成について確認を依頼した。</p> <p>(3) 部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 答申を受け付けた日から異議申立てに対する決定までの標準的な処理期間は、異議申立てに係る事務の迅速化を図るため、過去の実務経験を踏まえて行政庁自身が当該事務の処理に通常必要な期間として定めたものであると思料される。</p> <p>したがって、標準的な処理期間は、実施機関の事務の処理に要する期間の目安であり、特段の事情がない限り、遅くとも標準的な処理期間内に事務の処理が行われるものである。</p> <p>イ 本事案の対象となった複数の異議申立てについては、実施機関の説明によれば、行政文書開示請求に対する決定が複雑であること、当該開示請求に係る行政文書に関連性があること、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が必要であったこと等、通常の実務の処理とは異なる特段の事情があるとのことである。</p> <p>ウ 実施機関が説明するとおり、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が求められているが、同時に条例第20条第2項の規定により答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、異議申立てに対する決定を行うことも求められている。</p> <p>エ 行政庁自身が定めた標準的な処理期間について、申出人が当該標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定が行われると考えることに特段不自然な点はない。</p> <p>しかし、実施機関は標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定を行っておらず、申出人は実施機関に対し説明を求めているが、実施機関は申出人に対し、上記イに述べているような標準的な処理期間を徒過する特段の事情について十分な説明を行ったとは認められない。</p> <p>部会の調査に対し実施機関が回答した内容では、6件の答申に係る異議申立てのうち併合しているものは、5件の答申に係る異議申立てであり、1件の答申に係る異議申立ては併合しておらず、状況が異なると認められるところ、実施機関は申出人に対し、異なる状況に応じた説明を行っていない。</p> <p>オ 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第5－8が、異議申立人の求めに応じて事務処理の進行状況及び見通し等について回答すると規定し、可能な限り情報提供に努めるものとするとともに、これにより間接的に異議申立てに係る審理の遅延の防止を図っていることにかんがみれば、実施機関がこの責務を十分に果たさない場合には実施機関において適切な事務処理が行われていないとの印象を与えるものであり、そのような印象を与えることは慎むべきである。</p> <p>カ 実施機関は、申出人に対し、標準的な処理期間内に当該標準的な処理期間を徒過する特段の事情を説明することも可能であったと思料される。そのような説明は行っていない。</p> <p>そのような状況下において、標準的な処理期間が経過した後に申出人より説明を求められたのだから、事務取扱要綱第5－8に異議申立人の求めに応じて事務処理の進行状況及び見通し等について回答すると規定されていることにかんがみ、少なくともその時点で、実施機関は申出人に対し標準的な処理期間を徒過する特段の事情等を十分に説</p>
--	--

	明すべきであった。 したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。
調査委員	伊藤 さやか 藤井 公雄

情 公 推 第 7 号

平成22年6月30日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成22年2月26日付け情公推第46号の2、同年4月19日付け情公推第1号の1及び同日付け情公推第1号の2で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

別紙

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H21) 苦情事案8：平成22年1月20日付け

答申書の写しを送付したまま放置

(H21、10、21安整903～908号)

異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない。

1. 耐震偽装が明らかになる部分を千葉県情報公開審査会が開示するよう答申したため放置

2. 県職員が決定手続きを理解していない。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、苦情の申出書に「異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない」との記載がある。実施機関が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づいて行う決定を行わないことに対する苦情である場合、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第27条の2第3項第3号の規定により、千葉県情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

しかし、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、答申を受け付けた日から異議申立てに対する決定までの標準的な処理期間を徒過していることについて、実施機関に説明を求めているが実施機関の説明では納得ができないとのことであり、千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会（以下「部会」という。）では、実施機関が異議申立人の求めに応じて、異議申立てに係る事務処理の進行状況、見通し等について十分な説明を行っているか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査及び再調査したところ、安房地域整備センターからは、次のとおり説明があった。

(ア) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものだが、異議申立てが提起されたのは、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対してであったことから、一つひとつの処分につき、事実関係を整理・認定の上、答申を尊重し適切な決定を行う必要があり、時間を要した。

なお、一部の処分（安整第903号により答申書の写しを送付した分に係る6件の処分）については、当初から異議申立手続が併合されて提起されているが、これを同一の行政文書が対象となっている他の処分（安整第904号、905号、906号及び908号により答申書の写しを送付した分に係る11件の処分）についての異議申立手続とさらに併合することで、一層の手続の簡素化・迅速化を図ったが、異議の申し立てられた処分件数が多かったため、なお決定書の通知ま

でに時間がかかってしまった。

- (イ) 苦情の申出がなされた時点においては、答申の写しを送付した以外にやり取りはなく、当該異議申立ての進捗について照会を受けた事実はない。

苦情の申出がなされた後、申出人が安房地域整備センターに来所し、申出人より「答申の写しが送付されており、そのまま決定書は作るだけなのに、なぜ標準処理期間を過ぎても決定を取り消さないのか」という旨の話があり、「現在、決定書の内容について、5件の異議申立てを併合することも含めて政策法務課と協議中であり、協議終了次第、決定書の決裁を行い、決裁後に送付する。答申は尊重する。」と申出人に説明している。

- (ウ) 本事案の対象となっている異議申立てに対する決定を行うまでに、政策法務課及び建築指導課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている決定について、行政文書開示請求、当該行政文書開示請求に対する決定、異議申立ての提起、決定内容の再検討、一部取消し再決定に至る経過等の状況を整理した。また、決定書をすべての異議申立てについて個別に作成するか、同一の行政文書が対象となっている5件分の決定処分についての決定書を併合して作成するかについて検討し、5件分は併合して決定書を作成する方向で検討を進めることとなった。

2回目の打合せでは、安整第907号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出し、記載内容の確認及び校正を依頼した。

3回目の打合せでは、安整第903号、第904号、第905号、第906号及び第908号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出して、構成について確認を依頼した。

- (エ) 平成22年2月24日に本事案の対象となっている異議申立てに対する決定を行っており、申出人から、当該決定の起案日について聞かれたため、平成22年2月5日に行っていると説明している。

また、異議申立て5件の併合などの作業があり、文書の構成などを調整していくため遅くなり、決裁については、安房地域整備センターや建築指導課、政策法務課などを経由し、知事までの決裁となるので時間がかかった旨を説明した。

イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。

- (ア) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものであり、当該異議申立ては、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対して提起されている。

上記のうち、1件の部分開示決定に対するものを除いて、異議申立てが併合されている。

異議申立ての併合により、一層の手續の簡素化・迅速化が図られたが、一つひとつの処分について内容を確認の上、決裁をする必要があり、時間がかかっている。

異議申立てを併合していない残りの部分については、対象となる行政文書が、異議申立てを併合した処分と内容的には関連するものであることから、決定内容に齟齬の生じないように、同時並行で確認等の決裁手續を行ったため、時間が

かかったものである。

異議申立ての決定は、不可変更力により事後の修正ができないとされるため、内容的に関連のある決定を行う場合は、決定相互間の事実認定や判断において矛盾等が生じないように、いっそう慎重な確認等が求められるものと認識している。

- (イ) 総務部政策法務課は、異議申立てに対する決定書の原案について、法律的な観点から、その形式、適法性、妥当性について問題がないかという観点から決裁に参与している。
- (ウ) 申出人からは、「部分開示決定と異議申立てに対する決定は別のものではないのか、早く異議申立てに対する決定をしていただきたい。」との主張があり、「そうですね。」と回答している。
- (エ) 決定書の原案について、法律上の問題がないか慎重な判断が求められることから、確認や修正依頼等も多くなり、決裁に時間がかかるという事情がある。
- (オ) 本事案の対象となっている異議申立てに対する決定については、安房地域整備センター及び建築指導課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている処分について、経緯を確認し、異議申立てに対する決定書の作成について、1件の答申に係る決定を除き異議申立てを併合して決定書を作成する方針を検討、協議した。

2回目の打合せでは、異議申立てを併合しなかった分に係る決定書(案)について、行政文書開示請求から答申までの資料と共に受領し、内容を確認した。

3回目の打合せでは、異議申立てを併合した分に係る決定書(案)について、行政文書開示請求から答申までの資料と共に受領し、内容を確認した。

ウ 実施機関に調査したところ、建築指導課からは、次のとおり説明があった。

- (ア) 本事案は、6件の答申に係る異議申立てに対するものだが、異議申立てが提起されたのは、9件の部分開示決定、1件の不開示決定、8件の部分開示再決定に係る計18件の処分に対してであったことから、一つひとつの処分につき、事実関係を整理・認定の上、答申を尊重し適切な決定を行う必要があり、時間を要した。

なお、一部の処分(安整第903号により答申書の写しを送付した分に係る6件の処分)については、当初から異議申立手続が併合されて提起されているが、これを同一の文書が対象となっている他の処分(安整第904号、905号、906号及び908号により答申書の写しを送付した分に係る11件の処分)についての異議申立手続とさらに併合することで、一層の手続の簡素化・迅速化を図ったが、異議の申し立てられた処分件数が多かったため、なお決定書の通知までに時間がかかってしまったという事情がある。

- (イ) 建築指導課は建築行政関係の主務課として、出先機関における情報公開請求の事務に関して必要な協議及び調整を行っている。6件の答申に係る異議申立てについても安房地域整備センターとともに決定書の作成のための調整等を行っている。
- (ウ) 申出人から、6件の答申に係る異議申立てに対する決定書送達の事務処理が、標準的な処理期間を徒過していることは法令違反である旨の話があり、安房地域

整備センターが答申の写しを申立人へ送付した後、6件の答申に係る異議申立てに対する決定書の内容について、政策法務課と協議をしていることを説明した。

また、決定書の内容を十分に検討した上で、当該決定書の決裁の事務処理を行い、決定書の謄本を送達することになることを併せて説明した。

なお、千葉県情報公開審査会から諮問に対する答申を受け付けてから決定をするまでの標準的な処理期間は、法令等で期限までに決定しなければならないと定められたものではない旨、説明をした。

(エ) 本事案の対象となっている異議申立てについては、安房地域整備センター及び政策法務課と3回の打合せを行っている。

1回目の打合せでは、異議申立ての対象となっている決定について、行政文書開示請求、当該行政文書開示請求に対する決定、異議申立ての提起、決定内容の再検討、一部取消し再決定に至る経過等の状況整理を行った。また、決定書をすべての異議申立てについて個別に作成するか、同一の行政文書が対象となっている5件分の決定処分についての決定書を併合して作成するかを検討し、5件分は手続を併合して決定書を作成する方向で検討を進めることとなった。

2回目の打合せでは、安整第907号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出し、記載内容の確認及び校正を依頼した。

3回目の打合せでは、安整第903号、第904号、第905号、第906号及び第908号に係る行政文書開示請求から答申までの資料を添付して異議申立てに対する決定書(案)を政策法務課に提出して、構成について確認を依頼した。

(3) 部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 答申を受け付けた日から異議申立てに対する決定までの標準的な処理期間は、異議申立てに係る事務の迅速化を図るため、過去の実務経験を踏まえて行政庁自身が当該事務の処理に通常必要な期間として定めたものであると思料される。

したがって、標準的な処理期間は、実施機関の事務の処理に要する期間の目安であり、特段の事情がない限り、遅くとも標準的な処理期間内に事務の処理が行われるものである。

イ 本事案の対象となった複数の異議申立てについては、実施機関の説明によれば、行政文書開示請求に対する決定が複雑であること、当該開示請求に係る行政文書に関連性があること、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が必要であったこと等、通常の事務の処理とは異なる特段の事情があるとのことである。

ウ 実施機関が説明するとおり、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が求められているが、同時に条例第20条第2項の規定により、答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、異議申立てに対する決定を行うことも求められている。

エ 行政庁自身が定めた標準的な処理期間について、申出人が当該標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定が行われると考えることに特段不自然な点はない。

しかし、実施機関は標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定を行っておらず、申出人は実施機関に対し説明を求めているが、実施機関は申出人に対し、上記イに述べているような標準的な処理期間を徒過する特段の事情について十分な説明

を行ったとは認められない。

部会の調査に対し実施機関が回答した内容では、6件の答申に係る異議申立てのうち併合しているものは、5件の答申に係る異議申立てであり、1件の答申に係る異議申立ては併合しておらず、状況が異なると認められるところ、実施機関は申出人に対し、異なる状況に応じた説明を行っていない。

オ 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第5－8が、異議申立人の求めに応じて事務処理の進行状況及び見通し等について回答すると規定し、可能な限り情報提供に努めるものとするとともに、これにより間接的に異議申立てに係る審理の遅延の防止を図っていることにかんがみれば、実施機関がこの責務を十分に果たさない場合には、実施機関において適切な事務処理が行われていないとの印象を与えるものであり、そのような印象を与えることは慎むべきである。

カ 実施機関は、申出人に対し、標準的な処理期間内に当該標準的な処理期間を徒過する特段の事情を説明することも可能であったと思料されるどころ、そのような説明は行っていない。

そのような状況下において、標準的な処理期間が経過した後に申出人より説明を求められたのだから、事務取扱要綱第5－8に異議申立人の求めに応じて事務処理の進行状況及び見通し等について回答すると規定されていることにかんがみ、少なくともその時点で、実施機関は申出人に対し標準的な処理期間を徒過する特段の事情等を十分に説明するべきであった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

処分の適否を判断するために慎重な確認等を行うことと速やかに異議申立てに対する決定を行うことを両立させることが必要である。

標準的な処理期間を定めた以上、実施機関は、少なくとも異議申立人から説明を求められた時に、異議申立てごとに標準的な処理期間を徒過する特段の事情を含めて異議申立てに係る事務処理の進行状況及び見通し等を説明するべきである。

第 4 号様式(第 9 条 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 0 号

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 1 月 2 3 日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H 2 1) 苦情事案 9 : 平成 2 2 年 1 月 2 3 日付け 情報公開センターの受付の苦情を訴えます。</p> <p>H 1 9 年 3 月 3 0 日(金)建築指導課の〇〇(副課長)、〇〇(〇〇室長)が私に渡すと言った行政文書(〇〇〇〇〇から提出のあった建築基準法第 1 2 条第 5 項による構造計算と図面)等について対応が間違っていると気づきました。</p> <p>〇〇が〇〇の提出した報告書を私に渡すといっ情報公開センターに連れて行き、1 枚の用紙に記入させ「〇〇」のネームを付けた女性が収受の印を押した。その後〇〇がセンターの事務所へ入っていき何やら話したら、「〇〇」のネーム女性が、「渡せません」言って収受の印に×バッテンされた。</p> <p>〇〇〇〇〇への返答で指導課が私を県庁に呼び出してにおいて、何の権限があって、それを渡されないとしたのか? 渡せられないのなら、書面をもってその理由を出すべきだった。その行政文書は、行政の不作为と〇〇〇〇〇の欠陥住宅についての内容のはずです。</p> <p>その後、私は再度請求しましたが、なぜ H 1 9 年 3 月 3 0 日にはその様な行為をしたのか? H 1 9 年 3 月 3 0 日には特定行政庁は私をだました。それに情報公開センターも手を貸した。</p> <p>情報公開の行政文書等はセンターには行ってませんし(届いていない)それらの内容は世間一般が見ても OK です。〇〇〇〇〇は「建設大臣認定の工業化住宅で建築しました」と言い張っています。この建物は公表されている建材、部材、部品、施工方法です。それとも偽装された〇〇〇〇〇〇〇 B でしたか?</p> <p>行政文書開示請求書の手続きもなくいきなり文書の写しを書かせた。開示請求の手順通りでない。そして施主の「委任状」とその時に書かせられた「行政文書の写し」の請求書を持ってきて下さいと「〇〇」名の女性に言われた。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 2 2 年 1 月 2 3 日 苦情の申出書受付</p> <p>平成 2 2 年 3 月 1 2 日 苦情申出人(以下「申出人」という。)から苦情の聴取</p> <p>平成 2 2 年 3 月 2 6 日 実施機関(建築指導課及び政策法務課)への書面による</p>
-------------	---

る調査

平成22年4月15日 実施機関（建築指導課）から調査回答書の受付

平成22年4月16日 実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付

平成22年6月10日 苦情処理調査部会で審議

3 処理結果

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、建築基準法第12条第5項による報告書の写しの交付を受けるにあたって、施主の代理で来ているのに、委任状を要求されたという情報提供の対応及び情報公開・個人情報センターにおいて行政文書等の写し等の交付申請書を記載させ收受印を押印したにもかかわらず、その後、收受印にバッテンを付し返却したという受付事務に対する苦情並びに行政文書開示請求の手続きに対する苦情であると認められ、申出人の主張要旨は以下のとおりである。

ア 建築基準法第12条第5項による報告書を、建築指導課の副課長は渡すと言って、情報公開・個人情報センターに連れて行き、いきなり写しの交付申請書を書かせた。行政文書開示請求の手続などの案内はなかった。

イ 渡すと言われて、建築指導課の副課長の指示どおりに申請書を記載したのだから、当然もらえるものと思った。

ウ 建築指導課の副課長が渡すといったものを、情報公開・個人情報センターの女性職員に渡せないと言われて、施主の委任状を持ってくるように指示された。建築指導課の副課長や情報公開・個人情報センターの女性職員から、渡せない理由や委任状が必要な理由の説明はなかった。

エ 行政文書開示請求の正式な手続を案内してほしかった。

(2) 苦情処理事案として取り扱うことについて

本事案は、情報提供による写しの交付に係る対応への苦情であるが、申出人は、苦情の申出書の中で、「行政文書開示請求書の手続きもなくいきなり文書の写し（写しの交付申請書）を書かせた。」ということを出していることから、条例第27条の2第3項に規定する開示請求をし、又はしようとする者が情報公開に係る事務に対して申し出た苦情として取り扱うことにする。

(3) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書について

実施機関に調査したところ、建築指導課から報告書の内容について、以下のとおり説明があった。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項の規定による報告書（以下「本件文書」という。）とは、同条第1項及び第3項が特殊建築物等に限定して定期的に調査及び報告並びに検査及び報告を所有者等に義務づけたのに対し、一般的な報告を請求する権利を法第2条第35号に規定する特定行政庁等に与えたものである。すなわち、確認手続きを行わずに建築物等の工事に着手した場合に、補完的で追認的な事後の報告を提出させ、また、確認を受けて着工しても確認内容と異なる状況が形成されようとしている場合に、関係者に報告を求め、また、軽度

の工事計画の変更の場合に報告を提出させることにより、確認の変更として処理すること等が期待されている。

イ 本件文書は、特定行政庁である県が、申出人が居住する住宅について構造上の安全確認をする必要があるとして、法第12条第5項の規定により当該住宅の設計施工を行った〇〇〇〇〇〇に対して報告を求め、平成19年3月8日に正本及び副本が提出されたものである。

ウ 本件文書には、建築主個人の住宅に係る構造計算の内容や個人に関する情報が記載されているため、一般に建築主以外には、情報提供により写しを交付できるものではないと考えている。

なお、本件文書の構成等は次のとおりである。

(ア) 文書の構成：構造計算書、軸組割付図、構造伏図及びその他図面

(イ) 数量（枚数）：A4 110枚（両面54枚、片面2枚）、A3 5枚、A2 8枚

(4) 情報公開・個人情報センターに申出人を案内するまでの実施機関の事務処理について

申出人は、建築指導課が申出人の照会に対する返答で、平成19年3月30日に申出人を県庁へ呼び出した旨の主張をしている。また、平成19年3月30日の建築指導課における申出人とのやりとりについて、会合の場で、申出人から本件文書を求めたことはなく、建築指導課から本件文書を渡すと言われた旨の主張をしている。

実施機関に調査したところ、建築指導課からは、以下のとおり説明があった。

ア 建築指導課が本件文書を受理し、本件文書の副本を返却するため、平成19年3月30日に〇〇〇〇〇〇が来庁することになり、その際に申出人から同席したい旨の申出があった。そこで、もし同席したいのであれば、当該建築主である申出人の夫が出席するよう伝えた。

イ 平成19年3月30日の会合の趣旨は、〇〇〇〇〇〇から本件文書を受理し、本件文書の副本を返却するためのものであり、〇〇〇〇〇〇の関係者が出席した。

また、同席したい場合は建築主が来庁するよう求めたが、申出人が来庁した。

本来、建築主本人に同席してもらう必要があるが、申出人が居住する住宅に対する安全を確認する報告書であり同席したいという要望があり、建築主の代理で来ているかを確認したところ、代理である旨の返答があったため、同席を認めることとした。

なお、本件文書を審査した結果、建築基準法に基づく構造上の安全を確認できたことについての説明は行った。

ウ このとき、申出人自ら本件文書を欲しい旨の主張をしたことから、〇〇〇〇〇〇から報告書をもらいたいのか、県からもらいたいのかを確認したところ、県からもらいたい旨の主張をしたので、千葉県情報公開条例等に基づく必要な手続きを取る必要があると考え、担当窓口である情報公開・個人情報センターへ申出人を案内した。

(5) 情報公開・個人情報センターで、申出人に写し等の交付申請書（以下「本件申請書」という。）を記載させ、收受印を押印するまでの実施機関の事務処理について

申出人は、行政文書開示請求の手続きもなく、いきなり本件申請書を書かされた旨の主張をしている。

実施機関に調査したところ、建築指導課からは、以下のとおり説明があった。

ア 千葉県情報公開条例等の手続きのために情報公開・個人情報センターへ申出人を案内した。

本件文書は、一般に建築主以外には、情報提供により写しの交付はできるものではないと考えているが、申出人は建築主の代理できている旨の主張をしていたことから、当時の当課としては建築主から委任を受けているものと判断し、本件申請書を記載することで対応が可能であると判断したのではないかと思われる。

なお、必要な記載事項等の手続きについては、情報公開・個人情報センターの職員の方に対応を任せた。

イ また、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。

(7) 平成19年3月30日、申出人と建築指導課職員が情報公開・個人情報センター窓口（以下「総合窓口」という。）に来られ、建築指導課職員から総合窓口を担当する職員（以下「窓口担当」という。）に対し、申出人に文書の写しを渡すので、本件申請書の用紙をもらいたいとの話があったことから、窓口担当は建築指導課職員に本件申請書を渡した。

(i) 建築指導課職員は、申出人に本件申請書を渡し、申出人は建築指導課職員から記載事項の説明を受けそれに記載し窓口担当に提出、窓口担当は收受印を押印した。

(6) 情報公開・個人情報センターの事務室での相談とその後の実施機関の事務処理について

実施機関に調査したところ、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。

ア 窓口担当は、建築指導課職員からコピーを依頼された本件文書の内容が男性の所有する建物に関するもので、女性である申請人自身の情報とは認められなかった。

イ 窓口担当は、明らかに申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは千葉県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）上問題があるのではないかと考え、個人情報保護条例を担当する職員（以下「個人情報保護担当」という。）に本件申請書の取扱いを相談した。

ウ 個人情報保護担当は、本件文書の記載内容を確認し、申出人以外の方の個人情報複数記載されていることから、写しの交付に当たっては個人情報保護条例第10条第2号（本人への提供）の要件が満たされていることを確認する必要があると考え、その旨建築指導課職員と窓口担当に伝えたところ、建築指導課職員から、申出人は本件文書中に個人情報が記載され

	<p>ている建物所有者（以下「施主」という。）の代理人として来庁しているとの説明があった。</p> <p>エ そこで、窓口担当は申出人が施主から写しの交付申請について委任を受けていることが確認できれば個人情報保護条例第10条第2号の本人への提供として取り扱うことが可能と考え、施主による委任の有無を確認することとした。</p> <p>本件文書には申出人以外の個人情報が含まれており、個人情報をみだりに提供することは個人情報保護条例上できないので、申出人と施主の関係を教えていただきたいと伝えた。</p> <p>オ 申出人は、窓口担当の確認に対し、申出人は施主の代理人であると答え、住宅の欠陥のために大変困っており、建築指導課、業者ほかに苦情を申し出ていること及び施主はこの件に関心がなく何もしないため、申出人が独自に動いていると話した。</p> <p>カ 窓口担当から申出人に対し、個人情報保護条例の定めにより、県の保有する個人情報の提供は、本人への提供か本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、申出人が施主の代理であることを確認するため、施主の委任状を提示して欲しいと伝えた。</p> <p>キ これに対し、申出人は、委任状は持っていないと回答、合わせて、この件は申出人の一存で行っており、施主は委任状を書かないだろうと答えた。</p> <p>そして、本件文書は申出人が建築指導課に再三申し入れた結果提供された資料であるから申出人が写しを申請できるはずであると、直ちに交付するよう求めた。</p> <p>ク 個人情報保護担当職員が建築指導課職員に申出人の主張を伝えたところ、建築指導課職員から、本件文書は、建築指導課が自らその必要性を認めて入手したものであり、申出人の申し入れとは関係ないとの回答があった。</p> <p>ケ 窓口担当は、建築指導課の回答を申出人に伝え、申出人が施主の代理人であることが確認できるよう、施主と話し合っただけで委任状を提出するよう改めて伝えた。</p> <p>よって、本件申請書の收受印を押印したところにバツテンを付し申出人に返却した。</p> <p>コ 收受印にバツテンを付けた理由は、申出人が本件申請書を收受されたと誤解しないよう行ったもので、その旨説明するとともに、委任状を添えて再提出いただければ收受することを申出人に説明した。</p> <p>サ なお、平成19年3月30日において情報公開・個人情報センターに「〇〇」という職員は在籍していなかった。</p> <p>(7) 行政文書開示請求の手続きを取らなかったことについて</p> <p>申出人は行政文書開示請求の手続きもなく、いきなり本件申請書を書かされた旨の主張をする。</p> <p>実施機関に調査したところ、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。</p>
--	---

	<p>ア 行政文書開示請求の手続きを取らなかったのは、本件文書には申出人以外の個人が識別される情報が複数含まれており、行政文書開示請求を行った場合、存否応答拒否又は相当の部分が不開示となることが懸念されたことから、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考えた。</p> <p>イ 本件文書が申出人の自己情報に該当するのであれば申出人の自己情報開示請求による処理が可能と考え、建築指導課に確認したところ、同課が本件文書を入手したのは同課独自の判断であり、申出人とは関係ないとの回答があったことから、申出人の自己情報開示請求も困難と判断した。</p> <p>(8) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 実施機関（政策法務課）の説明を確認したところ、本件文書の中には申出人以外の個人情報が含まれているため、上記（6）エ、カ、ケに記載のとおり、申出人に対して個人情報保護条例上、本人以外に個人情報をみだりに提供できないこと、本人以外に県の保有する個人情報を提供するには、本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、それを確認するために施主の委任状の提示を求めたことが認められる。</p> <p>したがって、本件文書の写しを渡せない理由や委任状が必要な理由について説明がなかったという申出人の主張する事実は確認できなかった。</p> <p>イ 窓口担当が、申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは個人情報保護条例上問題があり、申出人に交付するために施主の委任状の提示を求めたことについては、不適正な点があったとは認められない。</p> <p>ウ しかし、実施機関（建築指導課）職員は、申出人に本件申請書を記載させる前に、窓口担当に対し、情報提供の趣旨や本件文書の内容、特に申出人以外の個人情報が含まれるものであることなどについて説明を十分しておらず、実施機関内部の意思疎通が図られていなかったこと、その結果、申出人に対して本件申請書の趣旨を十分説明しないまま本件申請書を記載させたことが苦情の原因となったと認められる。</p> <p>実施機関としては、個人情報が含まれる文書の写しを情報提供として交付する場合は、より慎重な事務処理が必要であった。</p> <p>エ なお、申出人は行政文書開示請求の正式な手続の案内をして欲しかった旨の主張をしているが、実施機関（窓口担当）は本件文書には申出人以外の個人情報が含まれているため、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考え、申出人に情報提供により本件文書の写しの交付をしようとしていたため、行政文書開示請求の説明をしなかったものと認められる。</p> <p>しかし、申出人に対しては、情報提供も含めた広義の情報公開制度の手続きについて説明を行うことが望ましかった。</p> <p>オ 以上のことから、実施機関（建築指導課）の事務処理は、慎重さを欠くものであり、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	菅野 泰 柳瀬 雄太

※ 苦情の番号苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

情公推第9号

平成22年6月30日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

情報公開に係る苦情の処理結果について(通知)

平成22年2月22日付け情公推第45号の3で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、知事の情報公開に関する事務の改善の必要が求められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別添のとおり、是正等に関する意見を通知します。

別添

苦情処理結果

1 苦情の内容

(H21) 苦情事案9：平成22年1月23日付け
情報公開センターの受けの苦情を訴えます。

H19年3月30日(金)建築指導課の〇〇(副課長)、〇〇(〇〇室長)が私に渡すと言った
行政文書(〇〇〇〇〇から提出のあった建築基準法第12条第5項による構造計算と図面)
等について対応が間違っていると気づきました。

〇〇が〇〇の提出した報告書を私に渡すと言って情報公開センターに連れて行き、1枚の
用紙に記入させ「〇〇」のネームを付けた女性が収受の印を押した。その後〇〇がセンターの
事務室へ入っていき何やら話したら「〇〇」のネーム女性が、「渡せません」言って収受の印
に×バッテンされた。

〇〇〇〇〇への返答で指導課が私を県庁に呼び出しておいて、何の権限があって、それを
渡されないとしたのか？ 渡せられないのなら、書面をもってその理由を出すべきだった。

その行政文書は、行政の不作为と〇〇〇〇〇の欠陥住宅についての内容のはずです。

その後、私は再度請求しましたが、なぜH19年3月30日にはその様な行為をしたのか？
H19年3月30日には特定行政庁は私をだました。それに情報公開センターも手を貸した。

情報公開の行政文書等はセンターには行ってません(届いていない)それらの内容は世間
一般が見てもOKです。〇〇〇〇〇は「建設大臣認定の工業化住宅で建築しました」と言い張
っています。この建物は公表されている建材、部材、部品、施工方法です。それとも偽装さ
れた〇〇〇〇〇〇〇Bでしたか？

行政文書開示請求書の手続きもなくいきなり文書の写しを書かせた。開示請求の手順通
りでない。そして施主の「委任状」とその時にかかせられた「行政文書の写し」の請求書を持
ってきて下さいと「〇〇」名の女性に言われた。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、建築基準法第12条第5項による報告書の写しの交付を受けるにあたって、
施主の代理で来ているのに、委任状を要求されたという情報提供の対応及び情報公開・
個人情報センターにおいて行政文書等の写し等の交付申請書を記載させ収受印を押印し
たにもかかわらず、その後、収受印にバッテンを付し返却したという受付事務に対する
苦情並びに行政文書開示請求の開示手続きに対する苦情であると認められ、苦情申出人
(以下「申出人」という。)の主張要旨は以下のとおりである。

ア 建築基準法第12条第5項による報告書を、建築指導課の副課長は渡すと言って、情報
公開・個人情報センターに連れて行き、いきなり写し等の交付申請書を書かせた。行政文
書開示請求の手続などの案内はなかった。

イ 渡すと言われて、建築指導課の副課長の指示どおりに申請書を記載したのだから、当然
もらえるものと思った。

ウ 建築指導課の副課長が渡すといったものを、情報公開・個人情報センターの女性職員に
渡せないと言われて、施主の委任状を持ってくるように指示された。建築指導課の副課長

や情報公開・個人情報センターの女性職員から、渡せない理由や委任状が必要な理由の説明はなかった。

エ 行政文書開示請求の正式な手続を案内してほしかった。

(2) 苦情処理事案として取り扱うことについて

本事案は、情報提供による写しの交付に係る対応への苦情であるが、申出人は、苦情の申出書の中で、「行政文書開示請求書の手続きもなくいきなり文書の写し（写しの交付申請書）を書かせた。」ということを出していることから、条例第27条の2第3項に規定する開示請求をし、又はしようとする者が情報公開に係る事務に対して申し出た苦情として取り扱うことにする。

(3) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書について

実施機関に調査したところ、建築指導課から報告書の内容について以下の説明があった。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項の規定による報告書（以下「本件文書」という。）とは、同条第1項及び第3項が特殊建築物等に限定して定期的に調査及び報告並びに検査及び報告を所有者等に義務づけたのに対し、一般的な報告を請求する権利を法第2条第35号に規定する特定行政庁等に与えたものである。

すなわち、確認手続きを行わずに建築物等の工事に着手した場合に、補完的で追認的な事後の報告を提出させ、また、確認を受けて着工しても確認内容と異なる状況が形成されようとしている場合に、関係者に報告を求め、また、軽度の工事計画の変更の場合に報告を提出させることにより、確認の変更として処理すること等が期待されている。

イ 本件文書は、特定行政庁である県が、申出人が居住する住宅について構造上の安全確認をする必要があるとして、法第12条第5項の規定により当該住宅の設計施工を行った〇〇〇〇〇〇に対して報告を求め、平成19年3月8日に正本及び副本が提出されたものである。

ウ 本件文書には、建築主個人の住宅に係る構造計算の内容や個人に関する情報が記載されているため、一般に建築主以外には、情報提供により写しを交付できるものではないと考えている。

なお、本件文書の構成等は次のとおりである。

(ア) 文書の構成：構造計算書、軸組割付図、構造伏図及びその他図面

(イ) 数量（枚数）：A4 110枚（両面54枚、片面2枚）、A3 5枚、A2 8枚

(4) 情報公開・個人情報センターに申出人を案内するまでの実施機関の事務処理について

申出人は、建築指導課が申出人の照会に対する返答で、平成19年3月30日に申出人を県庁へ呼び出した旨の主張をしている。また、平成19年3月30日の建築指導課における申出人とのやりとりについて、会合の場で、申出人から本件文書を求めたことはなく、建築指導課から本件文書を渡すと言われた旨の主張をしている。

実施機関に調査したところ、建築指導課からは、以下のとおり説明があった。

ア 建築指導課が本件文書を受領し、本件文書の副本を返却するため、平成19年3月30日に〇〇〇〇〇〇が来庁することになり、その際に申出人から同席したい旨の申出があった。そこで、もし同席したいのであれば、当該建築主である申出人の夫が出席するよう伝えた。

イ 平成19年3月30日の会合の趣旨は、〇〇〇〇〇から本件文書を受領し、本件文書の副本を返却するためのものであり、〇〇〇〇〇の関係者が出席した。

また、同席したい場合は建築主が来庁するよう求めたが、申出人が来庁した。

本来、建築主本人に同席してもらう必要があるが、申出人が居住する住宅に対する安全を確認する報告書であり同席したいという要望があり、建築主の代理で来ているかを確認したところ、代理である旨の返答があったため、同席を認めることとした。

なお、本件文書を審査した結果、建築基準法に基づく構造上の安全を確認できたことについての説明は行った。

ウ このとき、申出人自ら本件文書を欲しい旨の主張をしたことから、〇〇〇〇〇から報告書をお願いしたいか、県からお願いしたいかを確認したところ、県からお願いしたい旨の主張をしたので、千葉県情報公開条例等に基づく必要な手続きを取る必要があると考え、担当窓口である情報公開・個人情報センターへ申出人を案内した。

(5) 情報公開・個人情報センターで、申出人に写し等の交付申請書（以下「本件申請書」という。）を記載させ、收受印を押印するまでの実施機関の事務処理について

申出人は、行政文書開示請求の手続きもなく、いきなり本件申請書を書かされた旨の主張をしている。

実施機関に調査したところ、建築指導課からは、以下のとおり説明があった。

ア 千葉県情報公開条例等の手続きのために情報公開・個人情報センターへ申出人を案内した。

本件文書は、一般に建築主以外には、情報提供により写しの交付はできるものではないと考えているが、申出人は建築主の代理できている旨の主張をしていたことから、当時の当課としては建築主から委任を受けているものと判断し、本件申請書を記載することで対応が可能であると判断したのではないかと思われる。

なお、必要な記載事項等の手続きについては、情報公開・個人情報センターの職員に対応を任せた。

イ また、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。

(ア) 平成19年3月30日、申出人と建築指導課職員が情報公開・個人情報センター窓口（以下「総合窓口」という。）に来られ、建築指導課職員から総合窓口を担当する職員（以下「窓口担当」という。）に対し、申出人に文書の写しを渡すので、本件申請書の用紙をもらいたいとの話があったことから、窓口担当は建築指導課職員に本件申請書を渡した。

(イ) 建築指導課職員は、申出人に本件申請書を渡し、申出人は建築指導課職員から記載事項の説明を受けそれに記載し窓口担当に提出、窓口担当は收受印を押印した。

(6) 情報公開・個人情報センターの事務室での相談とその後の実施機関の事務処理について実施機関に調査したところ、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。

ア 窓口担当は、建築指導課職員からコピーを依頼された本件文書の内容が男性の所有する建物に関するもので、女性である申請人自身の情報とは認められなかった。

イ 窓口担当は、明らかに申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは千葉県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）上問題があるのではないかと考え、個人情報保護条例を担当する職員（以下「個人情報保護担当」と

いう。)に本件申請書の取扱いを相談した。

ウ 個人情報保護担当は、本件文書の記載内容を確認し、申出人以外の個人情報が複数記載されていることから、写しの交付に当たっては個人情報保護条例第10条第2号(本人への提供)の要件が満たされていることを確認する必要があると考え、その旨建築指導課職員と窓口担当に伝えたところ、建築指導課職員から、申出人は本件文書中に個人情報が記載されている建物所有者(以下「施主」という。)の代理人として来庁しているとの説明があった。

エ そこで、窓口担当は申出人が施主から写しの交付申請について委任を受けていることが確認できれば個人情報保護条例第10条第2号の本人への提供として取り扱うことが可能と考え、施主による委任の有無を確認することとした。

本件文書には申出人以外の個人情報が含まれており、個人情報をみだりに提供することは個人情報保護条例上できないので、申出人と施主の関係を教えていただきたいと伝えた。

オ 申出人は、窓口担当の確認に対し、申出人は施主の代理人であると答え、住宅の欠陥のために大変困っており、建築指導課、業者ほかに苦情を申し出ていること及び施主はこの件に関心がなく何もしないため、申出人が独自に動いていると話した。

カ 窓口担当から申出人に対し、個人情報保護条例の定めにより、県の保有する個人情報の提供は、本人への提供か本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、申出人が施主の代理であることを確認するため、施主の委任状を提示して欲しいと伝えた。

キ これに対し、申出人は、委任状は持っていないと回答、合わせて、この件は申出人の一存で行っており、施主は委任状を書かないだろうと答えた。

そして、本件文書は申出人が建築指導課に再三申し入れた結果提供された資料であるから申出人が写しを申請できるはずであると、直ちに交付するよう求めた。

ク 個人情報保護担当職員が建築指導課職員に申出人の主張を伝えたところ、建築指導課職員から、本件文書は、建築指導課が自らその必要性を認めて入手したものであり、申出人の申し入れとは関係ないとの回答があった。

ケ 窓口担当は、建築指導課の回答を申出人に伝え、申出人が施主の代理人であることが確認できるよう、施主と話し合っ て委任状を提出するよう改めて伝えた。

よって、本件申請書の收受印を押印したところにバツテンを付し申出人に返却した。

コ 收受印にバツテンを付けた理由は、申出人が本件申請書を收受されたと誤解しないよう行ったもので、その旨説明するとともに、委任状を添えて再提出いただければ收受することを申出人に説明した。

サ なお、平成19年3月30日において情報公開・個人情報センターに「〇〇」という職員は在籍していなかった。

(7) 行政文書開示請求の手続きを取らなかったことについて

申出人は行政文書開示請求の手続きもなく、いきなり本件申請書を書かされた旨の主張をする。

実施機関に調査したところ、政策法務課からは、以下のとおり説明があった。

ア 行政文書開示請求の手続きを取らなかったのは、本件文書には申出人以外の個人が識

別される情報が複数含まれており、行政文書開示請求を行った場合、存否応答拒否又は相当の部分が不開示となることが懸念されたことから、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考えた。

イ 本件文書が申出人の自己情報に該当するのであれば申出人の自己情報開示請求による処理が可能と考え、建築指導課に確認したところ、同課が本件文書を入手したのは同課独自の判断であり、申出人とは関係ないとの回答があったことから、申出人の自己情報開示請求も困難と判断した。

(8) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 実施機関（政策法務課）の説明を確認したところ、本件文書の中には申出人以外の個人情報が含まれているため、上記（6）エ、カ、ケに記載のとおり、申出人に対して個人情報保護条例上、本人以外に個人情報をみだりに提供できないこと、本人以外に県の保有する個人情報を提供するには、本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、それを確認するために施主の委任状の提示を求めたことが認められる。

したがって、本件文書の写しを渡せない理由や委任状が必要な理由について説明がなかったという申出人の主張する事実は確認できなかった。

イ 窓口担当が、申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは個人情報保護条例上問題があり、申出人に交付するために施主の委任状の提示を求めたことについては、不適正な点があったとは認められない。

ウ しかし、実施機関（建築指導課）職員は、申出人に本件申請書を記載させる前に、窓口担当に対し、情報提供の趣旨や本件文書の内容、特に申出人以外の個人情報が含まれるものであることなどについて説明を十分しておらず、実施機関内部の意思疎通が図られていなかったこと、その結果、申出人に対して本件申請書の趣旨を十分説明しないまま本件申請書を記載させたことが苦情の原因となったと認められる。

実施機関としては、個人情報が含まれる文書の写しを情報提供として交付する場合は、より慎重な事務処理が必要であった。

エ なお、申出人は行政文書開示請求の正式な手続の案内をして欲しかった旨の主張をしているが、実施機関（窓口担当）は本件文書には申出人以外の個人情報が含まれているため、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考え、申出人に情報提供により本件文書の写しの交付をしようとしていたため、行政文書開示請求の説明をしなかったものと認められる。

しかし、申出人に対しては、情報提供も含めた広義の情報公開制度の手続きについて説明を行うことが望ましかった。

3 情報公開推進会議(苦情処理調査部会)の意見

実施機関が個人情報を含む文書の写しについて情報提供を行う際に、事前に情報提供できる文書であるかの確認や申出人に対する説明を十分に行っていたならば、このような苦情は生じなかったと認められる。

実施機関においては、個人情報保護条例を理解し、情報提供にあたっては、その趣旨の説明を十分行うなど再発防止に努め、より慎重な事務処理を行われたい。